

# 福岡空港の総合的な調査

## PIレポートステップ3(詳細版)

(別冊付録)

航空・空港についての関連知識  
用語集

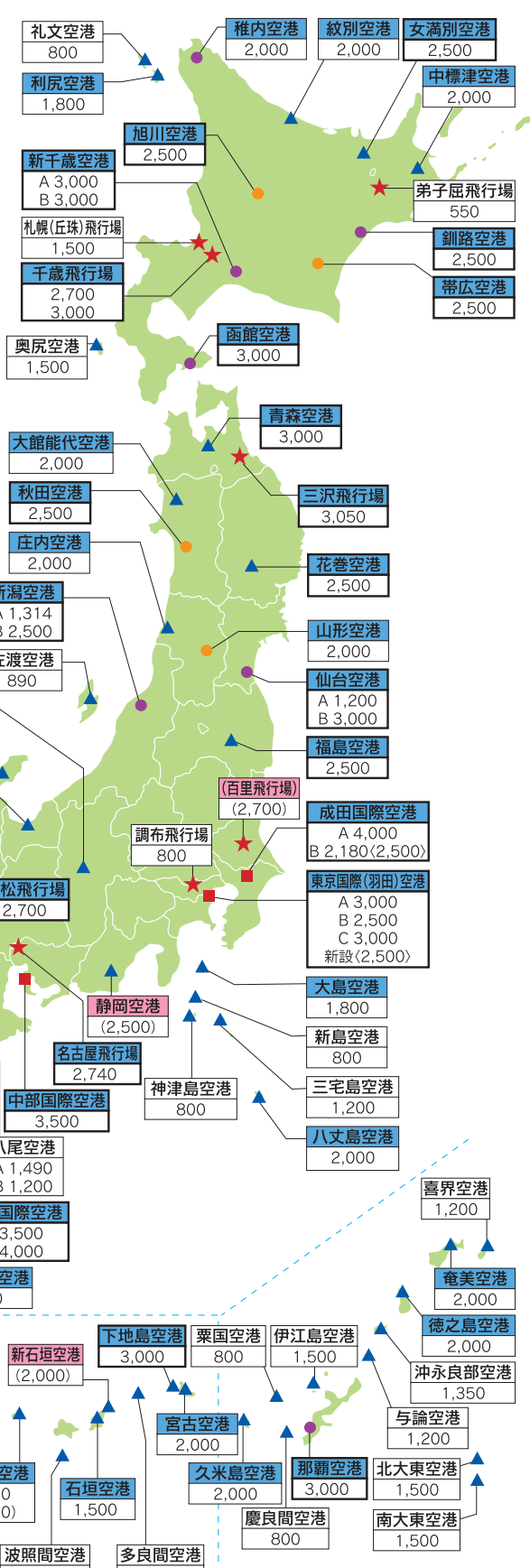
---



空港の種類	設置管理者	
第一種空港	国土交通大臣	成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港および国際航空路線に必要な飛行場であつて政令で定めるもので、国土交通大臣が設置し、および管理するものをいう。ただし、成田国際空港は成田国際空港株式会社が、関西国際空港は関西国際空港株式会社がそれぞれ設置し、および管理する。
第二種(A)空港	国土交通大臣	主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて政令で定めるもので、国土交通大臣が設置し、および管理するものをいう。ただし、国土交通大臣が認める場合は、地方公共団体が管理することができる。
第二種(B)空港	(設置) 国土交通大臣 (管理) 地方公共団体	
第三種空港	地方公共団体	地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場であつて政令で定めるもので、地方公共団体が設置し、管理するものをいう。

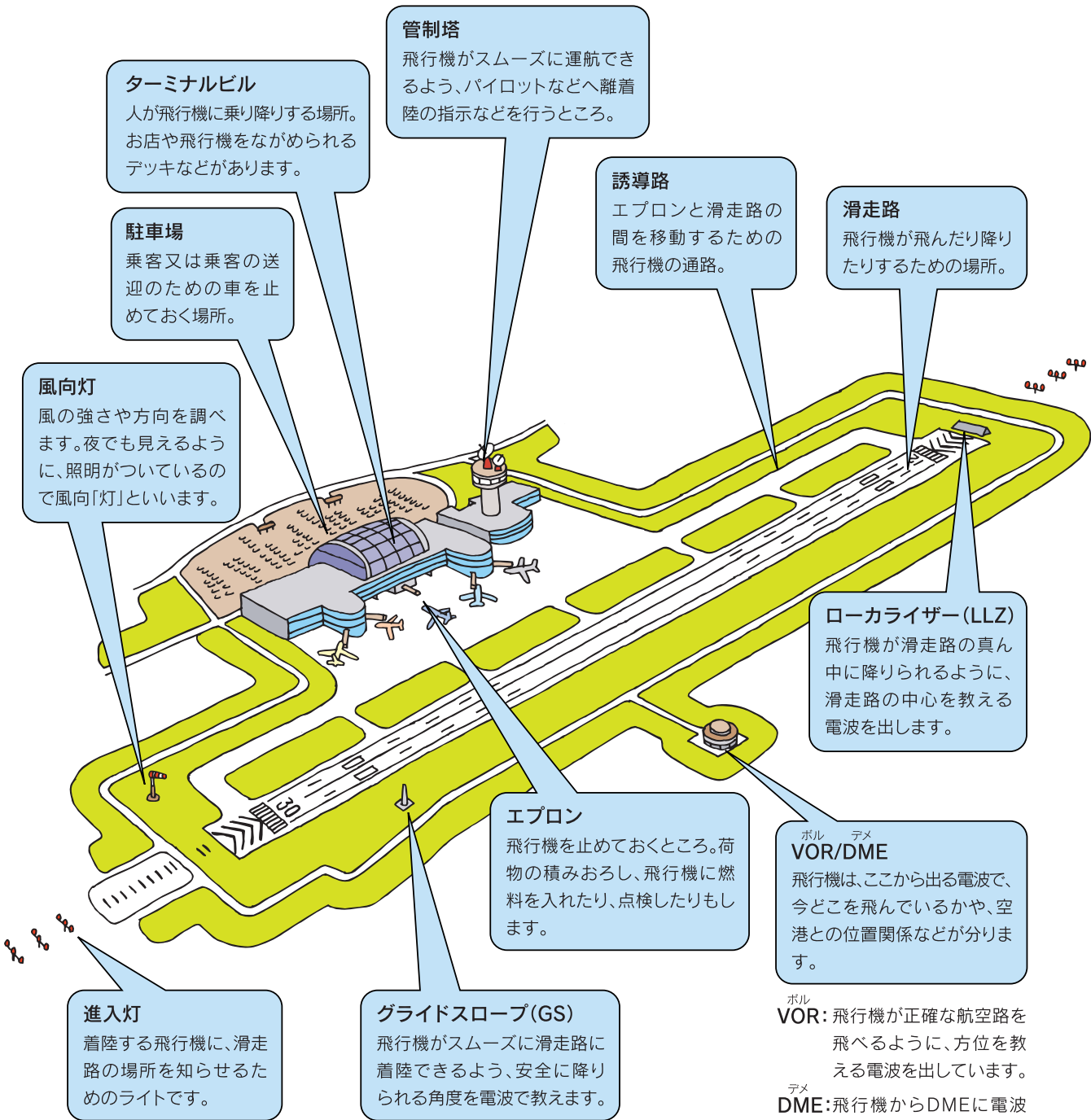
## 日本の空港分布図

- 第一種空港
  - 第二種(A)空港
  - 第二種(B)空港
  - ▲ 第三種空港
  - ★ その他飛行場
- はジェット化空港を示す。  
 うち、   は大型化空港(2,500m級以上)を示す。  
   は新設整備中および計画中の空港を示す。  
   は非ジェット化空港を示す。  
 下段の数字は滑走路長(m)で、  
 ( )は整備中、< >は計画中。



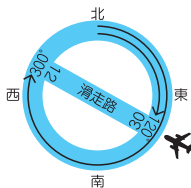
資料) エアポートハンドブック2007など

■ 空港の設備



ミニ知識

滑走路に書かれている数字は「指示標識」といいます。たとえば、右の図のように、北から時計回りにはかった角度が300度だった場合、「30」と表します。飛行機の進入方向から見た滑走路の方位を表しているのです。



用語	用語の意味
IT化	従来の情報伝達手段を、コンピューターを使った通信技術で効率的に行えるようになること。高度情報化。ITとはInformation Technologyの略称で、情報通信技術のことであるが、近年はコンピューターを使ったインターネット等の通信技術のことを指すことが一般的である。
アクセス/イグレス	一般にはある目的地へ移動するための経路や移動する行為をいう。特に航空機を利用する場合には、出発地から空港に至るまでの交通を「アクセス」といい、航空機で到着した空港から目的地に至るまでの交通を「イグレス」という。
ASEAN	東南アジア諸国連合 (Association of South East Asian Nations) の略称。1967年8月にバンコクで発足し、加盟国は、ベトナム、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、カンボジア、タイ、ミャンマー、ラオスの10ヶ国。1997年にマレーシアで開催されたASEAN首脳会議に、日中韓の首脳が招待されて以来、ASEAN首脳会議にあわせてASEAN+3が年1回開催されている。
ICAO	読みは「イカオ」。国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization)の略称。国際民間航空条約に基づき国際民間航空の安全かつ秩序ある発展を目的に設立された国連の専門機関。本部はモンテリオール。
加速停止距離	航空機が離陸滑走中に離陸を中止し停止する場合に、離陸開始地点から完全に停止する地点までの距離。
滑走路処理容量	離陸機、着陸機の滑走路占有時間を基本として、大型航空機(ヘビー機)の割合や管制指示応答時間等を考慮して算出する航空機を安全に離着陸させるための値を処理能力といい、それを基本としてある単位時間当たりの航空機の発着回数の上限值として算出されるものを滑走路処理容量という。
環境アセスメント	開発がもたらす環境への影響を、事前に予測・評価すること。1970年、米国の国家環境政策法(N EPA)で初めて法制化された。環境影響評価。
ガントリークレーン	橋桁の両端に2本の車輪を設け、地上のレール上を走行する構造のクレーン。橋桁を外側に張り出すことで、貨物の積み卸し範囲を広くできる特徴を持ち、港湾等において、船舶へのコンテナ積み卸しに多く用いられる。
軌道系	鉄道や新交通システム等のように専用の軌道を走る交通機関のこと。
グローバル	資本や労働力の移動が活発化し、貿易や投資が増大することによって世界における社会的・経済的な結びつきが深まること。
建築限界	道路や鉄道において、車両や歩行者が安全かつ円滑に通行できるように、建築物などを制限する範囲、限界のこと。
航空サービス	本調査では、空港の利用者が、旅行計画の段階から目的地に到着するまでの一連の旅行プロセスの中で提供を受けるサービスをいう。
航空ネットワーク	空港と空港を結ぶ路線網のことをいう。
高次都市機能	都市自体が持つ機能のうち高いレベルのもののこと。行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど、都市が住民生活や企業の経済活動に対して提供する各種機能(サービス)のうち、都市圏を越え、広域的に影響のあるものを指す。
交通結節機能	空港や港湾、鉄道、自動車・バスなど各交通施設間で円滑に移動や乗り換えを行う機能。

用語	用語の意味
後方乱気流	航空機の運航時に、機体後方に発生する空気流の乱れ。
混雑飛行場	当該飛行場の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該飛行場における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして国土交通省令で指定する飛行場をいう。現在、国土交通省令で指定されている飛行場は成田国際空港、関西国際空港、東京国際空港、大阪国際空港の4飛行場。
市場原理	自由市場において需要と供給により、供給量や価格が決定される際の調整機能のこと。
施設使用料	旅客サービス施設使用料のことで、旅客がターミナルビルの設置者に対して支払う使用料をいう。
ゼネラルアビエーション (ゼネアビ)	一般的には、定期航空・防衛航空以外の小型航空機や、ビジネス機やヘリコプター等を指す。
騒音コンター	コンターとは等高線のことで、騒音レベルの等しい地点を地図上に結んだものが、騒音コンターとなる。引かれたコンターで表される部分、つまり同一騒音レベルにより影響を受ける面積のことを指すこともある。
第二種空港	空港整備法において定義する空港の種類であり、「主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの」を第二種空港と定義づけられている。福岡空港は、国土交通大臣が設置管理する第二種(A)空港であり、基本施設の新設又は改良を行う場合、工事費の1/3を県・市で負担している。
チャーター便	旅行会社などが航空機を貸し切り、旅客のニーズに合わせて日時や方面を決め、臨時に運航するもの。
着陸帯	航空法において「特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するために設けられる飛行場内の矩形部分」と定義されており、離着陸の際、航空機が滑走路から逸脱したり、進入復行(着陸を再度試みるために上昇すること)する場合に、その安全性を確保するため、あるいは被害を軽減するために設けられる矩形(長方形)の区域。
着陸料	空港使用料のひとつで、航空機の着陸1回ごとに発生し、航空会社が空港管理者に対して支払う使用料をいう。着陸料のほかに、停留料(駐機料)、保安料(警備料)がある。
中核都市	地方圏(東京圏、関西圏、名古屋圏の三大都市圏以外の地域)における県庁所在地や人口が概ね30万人以上の都市。
駐機場(エプロン)／ スポット	乗客の乗降や貨物の積み下ろし、給油、駐留または整備のために航空機を駐機させることを目的として指定される区域(駐機場)。駐機目的によって、ローディングエプロン(乗降のためのエプロン)、ナイトステイエプロン(夜間駐機のためのエプロン)等がある。また、エプロン内にあり、航空機が駐機する位置をスポットという。単位は、バース。
ノット	航空分野で速さを表すものとしてよく使用される単位。1ノットは、1時間に1海里(=1,852m)進む速さであり、1ノット=1,852m/時=0.514m/秒となる。
パブリックコメント	規制の設定又は改廃にあたり、政省令等の案を公表し、この案に対して住民のみなさんから提出していただいた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続のこと。
フィーダー線	拠点空港間を結ぶ「幹線」に対し、拠点空港とローカル空港間など、端末輸送を担う支線のこと。

用語	用語の意味
プレクリアランス	事前審査。出発国の空港に到着国の政府が審査官を派遣し、旅客が航空機に搭乗する前に入国審査を行う制度。 例えば、カナダ発アメリカ行きの国際航空路線の場合、出発地のカナダの空港でアメリカの入国審査を行い、アメリカの空港に到着した際には、国内線の到着と同様、審査は行われない。 これにより、到着側の空港にCIQ(入国・検疫・税関の検査)の体制が整っていない場合でも、国際航空路線の就航が可能となる。
マルチエアポート	同一地域に存する複数の空港を同一運賃で利用でき、また乗降地を自由に選択できること。航空会社のサービスのひとつ。
モビリティ	自由な行動の可能性(自由な行動のしやすさ)。
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルとは「普遍的な、全体の」という意であり、年齢・性別・能力や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
YS代替ジェット枠	伊丹空港における航空機のジェット化等に伴う騒音問題対策として航空機材代替(ジェット機からプロペラ機)の緩和措置であるYS11型機の経年化等に対応するため、昭和63年12月から関西国際空港開港時までの間、ジェット機200回とは別に1日50回のYS代替のためのジェット機発着回数枠が特別に設定。



